債権申出の催告（第一回）

当社は平成二十五年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社に確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十日

広島市西区三篠町二丁目一九番六号

トーホー株式会社

清算人　見門　哲也

公示送達

西春鍛治ケ一色土地区画整理事業に係る、栗木勝利に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知書については、送付すべき場所を確知することができないので、同法百三十三条第一項の規定に基づき、その内容を次のとおり公告する。

一、通知の日付及び番号

平成二十五年一月十七日　二五西鍛区第七号

二、通知の内容

土地所有者の住所及び氏名

一宮市藤塚町三丁目五番地　栗木　勝利

従前の土地及び換地処分後の土地

従前　北名古屋市鍛治ケ一色池田三十四番

地目　畑　地積　百十九㎡

権利価額　八百四万百九円

換地処分後　鍛治ケ一色東二丁目四十番

地目　畑　地積　九十七・七三㎡

権利価額　八百二万九千四百六円

清算金精算額　一万七百三円交付

三、教示

①　この処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に愛知県知事に審査請求をすることができる。

②　この処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に西春鍛治ケ一色土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

③　愛知県知事に審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に西春鍛治ケ一色土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年二月二十日

愛知県北名古屋市鍛治ケ一色高塚一五九番地

西春鍛治ケ一色土地区画整理組合

理事長　牧野　俊一

西春鍛治ケ一色土地区画整理事業に係る、株式会社中村不動産に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知書については、送付すべき場所を確知することができないので、同法百三十三条第一項の規定に基づき、その内容を次のとおり公告する。

一、通知の日付及び番号

平成二十五年一月十七日　二五西鍛区第七号

二、通知の内容

土地所有者の氏名

高桑　茂治

所有権以外の権利の所有者の住所及び氏名

名古屋市東区泉二丁目十三番二十二号

株式会社中村不動産

従前の土地及び換地処分後の土地

従前　北名古屋市鍛治ケ一色中島十五番四

地目　宅地　地積　百二十一・六九㎡

所有権以外の権利　二番所有権移転請求権仮登記

処分の制限の部分　全部

換地処分後　鍛治ケ一色西二丁目十五番

地目　宅地　地積　百二十二・五九㎡

三、教示

①　この処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に愛知県知事に審査請求をすることができる。

②　この処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に西春鍛治ケ一色土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

③　愛知県知事に審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に西春鍛治ケ一色土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年二月二十日

愛知県北名古屋市鍛治ケ一色高塚一五九番地

西春鍛治ケ一色土地区画整理組合

理事長　牧野　俊一

西春鍛治ケ一色土地区画整理事業　　案内図

